

令和 3 年度
事業計画

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

宮古市社会福祉協議会基本方針

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します !!

宮古市社会福祉協議会は、自分たちが暮らす地域で福祉活動を推進するため、住民自らの行動を柱に地域における生活環境等を考慮しながら、地域の自主性や主体性に基づき“誰もが安心して暮らせる地域づくり”に地域住民等と相互に協力して取り組みます。

重点事項

■基本方針に基づき重点事項を柱として、各種施策に取り組みます。

1【中長期経営計画の策定】=継続

□宮古市社会福祉協議会第1期中長期経営計画策定の推進

本計画の策定は、令和元年度に取り組みの方向性を示し、進め方について検討して来たところでありますが、岩手県社会福祉協議会が進める「県内全市町村社協中長期経営計画策定ガイドライン」づくりがコロナウイルス感染症の影響で遅れ、令和3年3月に(案)として示されましたので、当社協においては令和3年度(2021)の策定に向けて取り組みます。

○計画の位置づけ>宮古市地域福祉計画及び地域福祉活動計画との整合

○計画の期間>令和4年度(2022)から令和8年度(2026)までの5カ年

○計画策定の体制(案)

①計画決定機関>理事会

②計画策定委員会>理事若干名と幹部職員で構成
>アドバイザー(学識経験者)若干名

③計画策定部会>地域福祉部門・相談支援部門・事業活動部門・法人運営部門
(各部門の主任級以上の職員で構成)

○策定作業スケジュール(案)

①令和3年1月~3月>幹部会議で策定素案説明・アドバイザー打診・理事会及び評議員会に策定要綱案提示

②令和3年4月~6月>役職員研修会・第1回、第2回策定委員会・各作業部会(前期)・理事会(骨子報告)

③令和3年7月~9月>第3回策定委員会・各作業部会中間報告・各作業部会(後期)

④令和3年10月~12月>第4回策定委員会(素案報告・修正)・各作業部会(修正)

⑤令和4年1月~3月>第5回策定委員会(計画完成)・理事会(計画承認)・職員説明・評議員会報告

2【地域福祉活動計画の推進】=継続

□地域福祉の向上を目指し、誰もが安心して暮らすことができるよう相談機能の充実と生活支援活動等により、地域住民と協働し住みよい地域づくりを推進します。

○第2期宮古市地域福祉活動計画[令和3年度(2021)から令和7年度(2025)]までの計画は、「宮古市地域福祉計画」と連動し地域福祉の向上と充実に取り組みます。

○「地域福祉活動計画の骨子(案)」

- 福祉の学びと担い手の育成(福祉活動への参加意欲の醸成)
- 安心の地域づくり(つながり・支え合い・場の創出)
- 活動基盤の充実(財源・情報・人材育成)
- 地域支援機能の充実(相談機能の向上・生活支援)
- 新しい課題への対応と見直し(評価と見直し・新たな課題への対応)

3【地域貢献活動の取り組み】=継続

□福祉サービス提供の担い手として培った技術等を活かし、日常生活において支援を必要とする住民の支援活動に取り組みます。また、地域主体のサロンやほっとほ一む、介護予防教室など、地域コミュニティーの形成に向けた活動支援に努めます。

○地域住民主体の活動支援

○地域資源と連携した地域貢献

○震災・災害被災者生活支援

4【障がい者、高齢者支援及び福祉サービスの充実】=継続

□障がい・介護サービス提供事業として実施する障がい児・障がい者・高齢者に対しては、尊厳を保持し有する能力に応じて自立した生活ができるよう、福祉関係団体や幅広い分野の活動主体と連携し、支える活動を継続して行います。また、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防支援に取り組みます。

○障がい福祉サービス事業➤特定・障がい児相談支援・児童発達支援・身体障がい者通所・知的障がい者通所の各事業の実施

○介護保険事業➤居宅介護支援・介護予防日常生活支援・通所介護・訪問介護・訪問入浴の各事業の実施

5【生活支援の取り組み】=継続

□日常生活をおくるうえで抱える生きづらさの解消や生活の安定と充実が図られるよう、地域住民や行政機関、関係団体等と連携し支援に取り組みます。

○宮古市生活困窮者自立支援事業の受託業務(くらしネットみやこ相談室)

➤自立相談支援・家計相談支援・就労準備支援・就労支援・学習支援・食糧支援・こども食堂等の実施

➤社会的役割や居場所づくりに向けて社会福祉法人、企業、市民へ協力の働きかけ

➤行政、関係機関、団体、企業等と連携した支援の実施

➤子どもの貧困連鎖解消、孤立防止に向けた取り組み

6【相談支援機能の充実・強化の取り組み】=継続・新規

□生活課題を抱えていながら相談につながらない住民に対し、支援関係機関等と連携し訪問活動による相談への対応など、包括的な支援体制の充実を図りながら、地域生活課題の解消に取り組みます。

○宮古市地域包括支援センター設置運營業務の受託

◆継続➤たろう・にいさと・かわい・みやこ河南・みやこ西部・みやこ南部 6 地域包括…各中学校区単位に拠点設置

◇新規➤みやこ北部地域包括支援センター…二中・崎山中学校区に設置

・既存設置 6 地域と令和 3 年度新規 1 地域と合わせて 7 地域に設置

※一中学区(みやこ中央地域包括支援センター)については、専門職の確保ができた時点で設置を予定

●主な業務…総合相談支援・権利擁護・介護予防支援・地域包括連絡会の開催等

○宮古市生活支援体制整備事業の受託(生活支援コーディネーターの配置)

◆継続➤第 1 層…市内全域

➤第2層…田老一中・新里中・川井中・河南中・西中・花輪中・津軽石中の7生活圏域に設置

◇新規➤第2層…重茂中・第二中・崎山中…3生活圏域に設置

・既存設置7生活圏域と令和3年度受託3生活圏域と合わせて10生活圏域に設置

※一中学区生活圏域は(みやこ中央地域包括支援センター)と合わせて設置

●主な業務…高齢者の生活支援・サービス資源の開発・サービス提供主体間のネットワーク構築・高齢者のニーズへの対応・協議体の設置と運営

7【組織の役割と経営安定の取り組み】=継続

□昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、全事業において消毒やマスク着用など感染予防対策に取り組んで参りましたが、先月中旬に当社協の通所介護部門に感染者があり、利用者の受け入れを休止し、約2週間休業したことから大幅な収入減となり、厳しい経営状況となっています。

□今年度も感染症対策を継続していくことは勿論ですが、事業経営や業務改革にこれまで以上に積極的に取り組み、赤字基調を早期に解消し財務状況を安定化する必要があります。

□このことから、社会福祉法人としての公益的な役割と収益的な事業活動について、制度改正や地域のサービス環境の変化等に対応しながら、組織活動の活性化と持続可能な経営が図られるよう取り組みます。

○公益事業及び受託事業、収益事業における業務の適正化と収益の確保

➤新規受託事業の確保

➤サービス提供体制加算等の取得

➤事業量及び業務量に見合う職員配置

○包括的生活相談支援体制を整え、地域共生社会の実現に向けて取り組むため、コミュニティソーシャルワーカーを配置するなど事務機構の改編に取り組みます。

➤事業の見直しと業務改善

➤課・係の改編と適正な職員配置

○地域福祉を推進するための活動財源として、行政支援が必要であることから、宮古市関係課等と協議・意見交換を行います。

➤宮古市保健福祉部各課との協議➤令和3年度においても継続協議

➤宮古市議会教育民生常任委員会委員との意見交換➤令和3年度も予定

令和3年度事業(廃止・休止・新規)の動向

1 廃止事業及び休止事業➤無し

2 新規事業

(1) 宮古市地域包括支援センター設置運營業務受託

○平成29年度より設置を進めている宮古市地域包括支援センターは、これまで「かわい・たろう・にいさと・みやこ河南・みやこ西部・みやこ南部」の6地域8中学校区に設置し受託運営を継続しています。

○令和3年度においては、令和2年度設置を延期した「みやこ北部・みやこ中央」地域の2地域・3中学校区のうち、「みやこ北部」地域2中学校区(二中・崎山中)において受託運営に取り組みます。

1 設置受託時期及び人員配置等

- 1) みやこ北部地域包括支援センター(第二中・崎山中学校区)…令和3年4月開設(予定)
- ・ 配置職種等…保健師又は看護師1人、主任介護支援専門員又は社会福祉士1人 計2人
 - ・ 対象高齢者数…2,721人

2 事業費予算(概算)

委託料見積額 13,966千円(人件費比率68.9%)

- ①人件費 9,624千円(法定福利費含む2人分)
- ②事業費 866千円(車輛費、諸謝金等)
- ③事務費 3,476千円(消耗品、備品費、賃借料、光熱水費等)

■参 考

●今後設置予定<地域包括支援センター：職種別配置人員及び委託料等>設置時期未定

地 域	職種別配置人員	委託料(概算)
○みやこ中央地域包括支援センター ※拠点事務所…宮町又は栄町、和見町、保久田、末広町のうち1地区予定 ※対象高齢者数…4,445人	保健師又は看護師 1人 主任介護支援専門員 1人 社会福祉士 1人	人件費 14,436千円 事業費 950千円 事務費 3,600千円
	計 3人	18,986千円

(2) 宮古市生活支援体制整備事業業務受託

- 平成30年10月に宮古市から受託し業務にあたっている宮古市生活支援体制整備事業は、これまで市全圏域を担当する第1層と各中学校生活圏域を担当する第2層コーディネーターを、田老第一中・新里中・川井中・河南中・西中・花輪中・津軽石中学校生活圏域に配置して、地域住民からの相談や生活支援に対応しています。
- しかしながら、人材不足で職員の確保が困難なことから、地域包括支援センターを設置した地域に、生活支援コーディネーターを配置することが出来ず、役割を果たすことが出来ていない地域もあり、その地域を含めて令和3年度新規の取り組みとして体制を整えるよう努めます。
- 多様な事業主体との協議・連携の場として必要な協議体の設置については、宮古市の方針に沿って対応します。

1 人員配置等

階 層	拠点施設(場所)	日常生活圏域等	配置人員	開設時期及び委託料
第2階層	みやこ南部地域 ※拠点…地域包括と同じ	重茂中学校区	1人	令和3年度予定 3,500千円
	みやこ北部地域 ※拠点…地域包括と同じ	第二中学校区	1人	令和3年度予定 7,000千円
		崎山中学校区	1人	7,000千円
	合 計	3中学校区	3人	10,500千円

2 事業費予算(概算)

委託料見積額 10,500千円(人件費比率87.1%)

- ①人件費 9,145千円(第2層2拠点3中学校圏域3人)
- ②事業費 500千円(車輛費、諸謝金等)
- ④事務費 855千円(消耗品、備品費、賃借料、光熱水費等)

■参 考

●今後設置予定＜生活支援体制整備：職種別配置人員及び委託料等＞

階 層	拠点施設(場所)	日常生活圏域等	配置人員	開設時期
第2階層	みやこ中央地域 ※拠点…地域包括と 同じ	第一中学校区	1人	※未定
合 計			1人	